

# 熊本県公報

第13145号  
令和4年(2022年)  
7月15日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

<b>告 示</b>	
○令和4年度(2022年度)予算の要領	(財政課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 8
<b>公 告</b>	
○令和4年度(2022年度)職業訓練指導員試験の実施	(労働雇用創生課) 8
○道路の位置の指定	(建築課) 9
○冠ヶ岳鳥獣保護区の指定の変更に係る指針案の縦覧	(自然保護課) 9
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧	( ) 9
○土地改良区の役員を選任等	(農村計画課) 10
○次期人事・給与等システムの基本構想書策定業務委託の相手方	(人事課) 11
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 11
○抗インフルエンザウイルス薬の購入に係る随意契約の相手方の決定	(健康危機管理課) 11
<b>登 載 依 頼</b>	
○労働関係調整法第10条の規定によるあっせん員候補者	(労働委員会) 12
○第6回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催	(教育政策課) 12
○第4回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の開催	(県立高等学校入学者選抜制度検討委員会) 13
○令和4年度(2022年度)第6回熊本県情報公開・個人情報保護審議会	(情報公開・個人情報保護審議会) 13
○道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定	(警察本部運転免許試験課) 13

## 告 示

### 熊本県告示第497号

令和4年度(2022年度)熊本県の一般会計の補正予算が令和4年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,498,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ915,145,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### (債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

#### (地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		4,004,231	164,152	4,168,383
	1 負担金	3,236,064	164,152	3,400,216
2 国庫支出金		178,366,443	7,224,322	185,590,765
	1 国庫負担金	43,141,338	632,680	43,774,018
	2 国庫補助金	132,619,841	6,591,450	139,211,291
	3 国庫委託金	2,605,264	192	2,605,456
3 繰入金		60,009,828	51,284	60,061,112
	1 基金繰入金	59,775,791	51,284	59,827,075
4 繰越金		167,205	1,019,182	1,186,387
	1 繰越金	167,205	1,019,182	1,186,387
5 諸収入		81,591,565	517,608	82,109,173
	1 受託事業 収入	2,345,932	473,025	2,818,957
	2 雑収入	10,263,206	44,583	10,307,789
6 県債		76,744,000	2,522,000	79,266,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 県 債	76,744,000	2,522,000	79,266,000
歳 入 合 計		903,647,020	11,498,548	915,145,568

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,308,700	4,147	1,312,847
	1 議 会 費	1,308,700	4,147	1,312,847
2 総 務 費		42,052,967	886,503	42,939,470
	1 総務管理費	13,822,582	47,416	13,869,998
	2 企 画 費	7,735,721	839,087	8,574,808
3 民 生 費		107,649,472	580,908	108,230,380
	1 社会福祉費	62,106,518	30,546	62,137,064
	2 児童福祉費	39,431,484	504,093	39,935,577
	3 生活保護費	4,934,040	46,269	4,980,309
4 衛 生 費		116,543,931	2,069,928	118,613,859
	1 公衆衛生費	101,320,211	2,069,736	103,389,947
	2 環境衛生費	12,446,595	192	12,446,787
5 農 水 産 業 林 費		66,410,251	113,424	66,523,675
	1 農 業 費	17,732,571	56,446	17,789,017

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜 産 業 費	2,198,759	2,000	2,200,759
	3 農 地 費	22,745,568	54,978	22,800,546
6 商 工 費		80,361,187	785,996	81,147,183
	1 商 業 費	71,553,065	554,534	72,107,599
	2 工 鉱 業 費	7,032,206	231,462	7,263,668
7 土 木 費		84,360,746	6,734,700	91,095,446
	1 道 橋 り ょ う 路 費	36,977,217	5,339,302	42,316,519
	2 河 川 海 岸 費	32,732,551	213,121	32,945,672
	3 港 湾 費	4,997,368	1,044,177	6,041,545
	4 都 市 計 画 費	4,969,709	138,100	5,107,809
8 警 察 費		40,023,458	7,986	40,031,444
	1 警 察 管 理 費	35,698,446	7,986	35,706,432
9 教 育 費		139,285,133	314,805	139,599,938
	1 教 育 総 務 費	33,151,761	314,805	33,466,566
10 災 害 復 旧 費		22,508,015	151	22,508,166

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 民生災害費 復旧費	1,970,114	151	1,970,265
歳出合計		903,647,020	11,498,548	915,145,568

第2表 債務負担行為補正

変更

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
事務機器等賃借	令和5年度 ～令和11年度	千円 2,780,037	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和11年度	千円 2,780,606
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和5年度	589,830		令和5年度	589,952
	令和6年度	569,566		令和6年度	569,688
	令和7年度	568,445		令和7年度	568,567
	令和8年度	567,759		令和8年度	567,881
	令和9年度	386,931		令和9年度	387,012
	令和10年度	83,301		令和10年度	83,301
	令和11年度	14,205		令和11年度	14,205

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 国庫補助事業費	千円 5,720,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 7,374,000			
道路維持国庫 補助事業費	2,688,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	3,204,000			
河川国庫 補助事業費	1,860,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	1,878,000			
砂防国庫 補助事業費	3,490,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	3,493,000			
港湾建設国庫 補助事業費	330,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	447,000	(補正前に同じ)		
土地区画整理 事業費	231,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	287,000			
老人福祉施設 整備事業費	40,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	45,000			
単県道路 整備事業費	1,822,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	おいては、 当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができ る。	1,975,000			
計	16,181,000				18,703,000			

熊本県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）7月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字田尻字下鳶巢 1486番4地先から	前	6.8 ～ 11.1	106.1	活力創出基盤交付金
			後	8.2 ～ 11.1		
		6.0 ～ 10.5		91.6		

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）7月15日

公 告

熊本県公告第473号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、令和4年度（2022年度）職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
- 2 試験の科目  
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
  - (1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
    - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
    - イ 省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
  - (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - ア 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
    - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験の日時及び場所  
令和4年（2022年）9月16日（金）午前10時45分から  
熊本県庁本館13階1302会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 5 受験申請の手続
  - (1) 受験申請書類  
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
  - (2) 受験申請書類の受付期間等  
令和4年（2022年）7月22日（金）から同年8月12日（金）まで（土日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送により提出する場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける
  - (3) 受験申請書類の提出先  
受験申請書類は、次に掲げる場所に持参すること。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書の上、送付すること。  
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 受験手数料  
受験手数料(学科試験手数料)は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。  
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、返還しない。
- (5) 受験票  
受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。
- 6 合否判定の基準  
満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 7 合格発表  
令和4年(2022年)10月4日(火)に合格者受験番号を熊本県公報で公示し、及び熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により本人宛てに通知する。
- 8 その他
- (1) 受験案内、受験申請書の用紙等(以下「受験案内等」という。)は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課において交付する。  
なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験案内等請求」と朱書し、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号)を同封し、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課に請求すること。
- (2) 受験者のうち希望する者には、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条第1項の規定により口頭にて試験結果(科目の得点)を開示する。  
なお、開示を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、開示を行う場所は熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課とする。
- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。  
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課  
電話 096-333-2344(直通)

**熊本県公告第474号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
令和4年(2022年)7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼2220番地1
- 2 築造者の氏名 大田民夫
- 3 道路の位置 菊池市袈裟尾字水溜155番1及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.04メートルまで
- 5 道路の延長 74.89メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)6月30日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第93号

**熊本県公告第475号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により鳥獣保護区の指定を変更するので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から令和4年(2022年)7月28日までの間、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課において、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該鳥獣保護区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。  
令和4年(2022年)7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 鳥獣保護区の名称  
冠ヶ岳鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
冠ヶ岳鳥獣保護区の指定(変更)に係る指針案のとおり
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
令和4年(2022年)11月1日から令和10年(2028年)10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案  
冠ヶ岳鳥獣保護区の指定(変更)に係る指針案のとおり

**熊本県公告第476号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり指定する。

なお、この公告の日から令和4年（2022年）7月28日までの間、熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特別保護地区の名称  
川口特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
川口特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間  
令和4年（2022年）11月1日から令和14年（2032年）10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案  
川口特別保護地区の指定に係る指針案のとおり

熊本県公告第477号

宇城市に事務所を置く下益城南土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	守田 憲史	宇城市小川町南海東923番地
理事	村上 泉	宇城市小川町北小野586番地
理事	濱田 幸徳	宇城市松橋町両仲間910番地
理事	谷川 洋二	宇城市小川町北部田1071番地1
理事	村上 豊	宇城市松橋町内田1167番地1
理事	篠塚 泰幸	宇城市小川町南小野1104番地
理事	河島 陽一	宇城市小川町南小野1125番地
理事	平田 健一	宇城市小川町中小野662番地
理事	村田 彰	宇城市松橋町豊福382番地1
理事	緒方 美喜雄	宇城市松橋町両仲間1639番地3
理事	高島 邦雄	宇城市松橋町西下郷704番地
監事	橋本 渡	宇城市松橋町竹崎1216番地
監事	篠塚 裕	宇城市小川町南小野1054番地
就任		
理事	守田 憲史	宇城市小川町南海東923番地
理事	濱田 幸徳	宇城市松橋町両仲間910番地
理事	篠塚 泰幸	宇城市小川町南小野1104番地
理事	上村 昌成	宇城市松橋町内田552番地
理事	岩田 勝幸	宇城市小川町南小野1131番地
理事	川瀬 勝也	宇城市小川町北部田197番地1
理事	坂崎 一輝	宇城市小川町中小野79番地1
理事	隅田 勝洋	宇城市小川町北小野964番地
理事	村田 彰	宇城市松橋町豊福382番地1
理事	野村 一生	宇城市松橋町竹崎1834番地
理事	高島 邦雄	宇城市松橋町西下郷704番地
監事	福富 篤	宇城市松橋町両仲間1007番地
監事	谷川 雅靖	宇城市小川町北部田1090番地1
監事	西浦 博文	宇城市松橋町久具2405番地

**熊本県公告第478号**

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
次期人事・給与等システムの基本構想書策定業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部人事課給与班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年（2022年）6月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
グラフィス・アーキテクツ株式会社  
東京都港区赤坂二丁目20番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
44,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

**熊本県公告第479号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和4年九州地方整備局告示第77号熊本都市計画道路事業3・3・51号菊陽空港線
- 3 事務所の所在地 熊本県菊池市限府1272-10 熊本県県北広域本部
- 4 事業施行期間 令和4年（2022年）6月30日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字上堀川、字上前通、字馬場、字北畠、字下八町及び字南受並びに大字久保田字下原地内  
使用の部分 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下八町地内

**熊本県公告第480号**

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。「特定政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル）の購入 27,300人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策第二班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年（2022年）6月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
中外製薬株式会社  
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
52,552,500円（うち消費税及び地方消費税の額4,777,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特定政令第11条第1項第1号の規定による。

**熊本県労働委員会告示第2号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりである。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美

氏 名	現 職
渡 辺 絵 美	熊本県労働委員会会長
	弁護士
村 田 晃 一	熊本県労働委員会会長代理
	弁護士
山 村 康 一	熊本県労働委員会公益委員
	弁護士
坂 田 敦 子	熊本県労働委員会公益委員
	尚綱大学生生活科学部教授
紺 屋 博 昭	熊本県労働委員会公益委員
	熊本大学大学院人文科学研究部教授
矢 野 良 輔	熊本県労働委員会労働者委員
	交通労連熊本県支部支部委員長
山 野 雄一朗	熊本県労働委員会労働者委員
	運輸労連熊本県連合会執行委員長
田 中 広 幸	熊本県労働委員会労働者委員
	連合熊本副事務局長
河 野 泰 博	熊本県労働委員会労働者委員
	情報労連熊本県協議会議長
木 村 光 伸	熊本県労働委員会労働者委員
	自治労熊本県本部執行委員長
徳 村 昌 司	熊本県労働委員会使用者委員
	肥銀オフィスビジネス株式会社代表取締役社長
池 田 美 香	熊本県労働委員会使用者委員
	株式会社池田紙器工業取締役総務部長
岩 永 秀 則	熊本県労働委員会使用者委員
	熊本県経営者協会専務理事
坂 本 ミ オ	熊本県労働委員会使用者委員
	株式会社CSプランニング取締役
松 内 隆 典	熊本県労働委員会使用者委員
	熊本産業文化振興株式会社常務取締役
吉 野 昇 治	熊本県労働委員会事務局長
舟 津 紀 明	熊本県労働委員会事務局審査調整課長

**熊本県教育委員会公告第32号**

第6回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を次のとおり開催します。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 開催日時  
令和4年（2022年）7月22日（金） 午前10時から午前11時半まで
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ3階たい樹
- 3 議題  
熊本県教育委員会の点検及び評価（令和3年度対象）及び「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の令和3年度の取組について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方は、午前9時50分までに会議の会場において受付を行い

ます。

(2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。

- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育政策課  
(電話 096-333-2699)

#### 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会公告第2号

第4回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会を次のとおり開催する。

令和4年(2022年)7月15日

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会会長

- 開催日時  
令和4年(2022年)7月25日(月)  
午前10時00分から正午まで
- 会場  
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県庁新館2階職員研修室
- 議事  
(1) 入学者選抜制度の今後の方向性について
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、午前9時30分から午前9時50分まで、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い会場に入室することができる。  
(2) 希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- 非公開の案件  
「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準のAに該当する場合、一部非公開となることがある。
- 問合せ先  
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
県立高等学校入学者選抜制度検討委員会事務局  
(熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課)  
電話：096-333-2685

#### 熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第2号

令和4年度(2022年度)第6回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和4年(2022年)7月15日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長

- 開催日時  
令和4年(2022年)7月22日(金)  
午前10時00分から正午まで(予定)
- 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 議事  
個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応について
- 会議の公開・非公開  
会議は、公開で行います。
- 傍聴者の定員  
5人
- 傍聴手続等  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、手指の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止策を講じた上で、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)  
(電話096-333-2068)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関を次のように指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により告示する。

令和4年（2022年）7月15日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
有限会社八代ドライビングスクール 熊本県八代市平山新町5338番地 要名本義博	八代ドライビングスクール 熊本県八代市平山新町5338番地	若年運転者講習	令和4年6月23日
株式会社KDS菊池自動車学校 熊本県菊池市木柑子1427番地 永田 佳子	菊池自動車学校 熊本県菊池市木柑子1427番地	若年運転者講習	令和4年6月23日
株式会社天草自動車学園 熊本県天草市亀場町亀川70番地4 田中 靖士	天草自動車学校 熊本県天草市亀場町亀川70番地4	若年運転者講習	令和4年6月23日
	大矢野自動車学校 熊本県上天草市大矢野町中2443番地2	若年運転者講習	令和4年6月23日
八代開発新興株式会社 熊本県八代市井上町91番地 田崎るみ子	八代自動車学校 熊本県八代市井上町91番地	若年運転者講習	令和4年6月23日
有限会社城北自動車学校 熊本県菊池市泗水町吉富300番地39 池邊 久雄	城北自動車学校 熊本県菊池市泗水町吉富300番地39	若年運転者講習	令和4年6月23日
株式会社荒尾自動車学園 熊本県荒尾市万田946番地1 狩野 雅之	荒尾自動車学園 熊本県荒尾市万田946番地1	若年運転者講習	令和4年6月23日
株式会社寺原自動車学校 熊本県熊本市中央区壺川二丁目3番78号 片桐 英夫	寺原自動車学校 熊本県熊本市中央区壺川二丁目3番78号	若年運転者講習	令和4年6月23日